

日本史 問題Ⅱ

中世の農業に関する次の文章を読み、以下の問いに答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところもある。)

現代は、地球温暖化にともなう自然環境の激変が懸念されているが、中世は正反対に、おおむね寒冷期に属し、農作物を育てるのに苦勞の多い時代であった。そのような時代においても、人々は、量的、質的に農業生産力を高め、なんとか生き延びようと懸命な努力を重ねていた。

質的な努力でわかりやすいのは、一定の土地の範囲内で収穫量を確保しようという集約農業の発展である。

① 量的な努力でわかりやすいのは、農地開発の進展である。のちにかかげた二つの図
ABをみると、同一地域の中世と近世との景観を比較できる。図Aは1316(正和5)年の「日根野莊日根野村荒野絵図」、図Bは1761(宝暦11)年の「日根野村井川用水絵図」で、いずれも原図の概要を示すトレース図である。日根野村の所在地は和泉国、現在の大阪府南部であるから、基本的には、東方が山地で上流、西方が海で下流である。

トレース図ABの共通点は、第一に、北から北東にかけて山地が描かれ、右下に東北から西南に向かって流れる檜井川が描かれる。第二に、トレース図は道筋を二重線で示すが、図Aの西端の ア 大道は、図Bにはみえない。第三に、東南方向の同じ地点に、大井関(大)明神がまつられている。井関とは、一般には用水の取水口を意味する。第四に、「巾」等は家屋を示し、その集合体は集落である。図Aのみの表記としては、「井」「田」状の単線で田畠が散在している。図Bのみの表記としては、ため池ともつながる毛細血管状の用水が表示されているが、用水にそって、田畠が全面的に展開していたものと考えられる。

問 1 傍線部①に関連して、次に掲げる鎌倉幕府の命令を示す史料を読み、以下の設問(1)(2)に答えよ。

史料

諸国の百姓、田稻を刈り取るの後、其の跡に麦を蒔き、田麦と号す。領主等、^{くだん}件の麦の所当を徴取すと云々。租税の法、豈に然るべき哉。自今以後、田麦の所当を取るべからず。宜しく農民の^{えこ}依怙(注1)たるべし。此の旨を存じ、備後、備前(注2)両国の御家人等^{くだん}に下知せしむべきの状、仰せに依り執達^{くだん}件の如し。

^(1264年)
文永元年四月二十六日 武蔵守(北条長時)判

相模守(北条政村)判

因幡前司(注3)殿(長井泰重)

(出典：『中世法制史料集』一，221頁)

注1：依怙・利益，私利。

注2：備後，備前・現在の広島県東部と岡山県東南部とに所在した国。

注3：因幡前司・前因幡国司という意味だが，名目的な称号であり，この史料でも，長井は前因幡国司としての役割を期待されていたわけではない。

(1) この命令を出している北条長時は鎌倉幕府の執権，政村は執権を補佐する連署である。本文末尾の「仰せ」とは，どのような人物によるものか，その地位を述べよ。また，宛名の長井泰重とはどのような立場にある人物と考えられるか，史料を読んで述べよ。

(2) この史料に記されているのは，どのような農法のことか。また幕府は，この史料でどのようなことを命じているのか，それぞれ述べよ。